

地縁による団体の認可（自治会の法人化）

平成3年4月以前、自治会には法人格が認められていなかったため、団体名義で不動産登記ができず、財産上様々な問題が生じていました。そうしたことから、平成3年に地方自治法が改正され、市長の認可を受けて法人格を取得し、団体名義で不動産登記等を行うことができるようになりました。

このような一定の手続きの下に法人格を取得した団体を『認可地縁団体』といいます。

地縁団体の認可申請手続きについて

●申請できる団体

自治会のように「一定区域に住所がある者の地縁に基づいて形成された団体（地縁による団体）」に限られ、例えばスポーツ同好会のように特定の活動を行う団体や、年齢や性別等特定の条件を必要とするような団体は認可できません。

●認可の要件

認可を受けるためには、以下の4つの要件をすべて満たしていることが必要です。

(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

『地域的な共同活動とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な自治会活動のことです。規約に明記する必要があります。』

(2) その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

『その団体の構成員のみならず、市民にとって客観的で容易に自治会等の区域・範囲がわかる状態であることという意味です。町又は字及び地番又は住居表示により区域を表示するほか、住民にとって客観的に明らかな区域と認識できる場合には、道路や河川等により区域を画することもできます。』

また、地縁による団体の区域は、その団体が安定的に存在しているその現況によることとしているので、認可にあたり新たな区域を設定したり、区域が不安定な現状にある団体に対しては認可できません。』

(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

『その区域に住む人すべてが加入できる、という意味です。世帯を単位とすることは認められず、また区域に住所があること以外に、年齢・性別・国籍等の条件をつけてはいけません。相当数とは、新発田市ではその区域の全住民（自治会に加入していない人を含む）の8割以上としています。』

(4) 規約を定めていること

『規約には、目的・名称・区域・主たる事務所の所在地・構成員の資格に関する事項・代表者に関する事項・会議に関する事項・資産に関する事項が定められていることが必要です。なお、代表者・監事・総会等には民法の規定が準用されます。』

●認可申請手続き

まず認可申請することについて、自治会の中でよく話し合ってください。認可申請を行うかどうかは、総会を開催して、認可申請をする旨の議決を行う必要があります。また、それ以外にも、認可を受けるのに必要な事項（認可要件に合致する規約の決定または改正、構成員の確定、申請代表者の決定、不動産の確定など）の総会決議が必要となります。詳細については、事前に市民まちづくり支援課へ相談してください。

実際の申請にあたっては、以下の書類を提出することになります。

| No. | 申請書類 | 留意事項 |
|-----|---|---|
| 1 | 認可申請書 | |
| 2 | 規約 | 認可要件を満たす内容のもの |
| 3 | 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類 | 議長及び議事録署名人の署名、押印のある総会議事録の写し |
| 4 | 構成員の名簿 | 氏名・住所を記載したもの。会員である場合は、子どもの名前も記載する必要があります。 区域内の全住民のうち8割以上が構成員（会員）になっていることが必要です。 |
| 5 | 区域図 | 自治会の区域が明確にわかる地図であれば、指定はありません。 |
| 6 | 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類 | 自治会の活動実績を示す書類で、前年度の事業報告書と決算書及び当該年度の事業計画書と予算書 |
| 7 | 申請者が代表者であることを証する書類 | 申請者が代表者になることを受託した承諾書の写しで、申請者本人の署名、押印のあるもの |

●認可申請手続きの流れ

認可申請書類一式が整えば、市民まちづくり支援課へ提出してください（電子メール・FAXは不可）。

認可要件を満たしているかどうか書類審査を行います。書類・内容等に不備がある場合、または認可要件に合致しない場合は受理できません。審査の上、認可要件を満たしていると確認できたときは、市長が認可及び告示して認可手続きは完了です。